

訪問看護〔介護予防訪問看護〕運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵仁福祉協会（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーション真田（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕の必要を認めた利用者に対して、適正な指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 指定訪問看護事業所の看護師等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 指定介護予防訪問看護事業所の看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定訪問介護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション真田
- (2) 所在地 長野県上田市真田町長7141番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。

(2) 看護師等 看護師 2名以上（常勤職員）

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書〔介護予防にあつては介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書〕を作成し、事業の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日
ただし、年末12月30日～翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 契約に応じて、緊急時訪問が可能。

(事業の内容)

第6条 事業所で行う事業は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

- (2) 訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕に基づく指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕

- (3) 訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕の作成

(通常の事業の実施地域)

第7条 上田市

(利用料その他の費用)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介

護報酬の告示上の額とする。

- 2 法定代理受領サービス以外の利用料については、利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 第7条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を越えた時点から1 kmにつき 30円（外税）とする。
- 4 死後の処置料は、5,000円とする。
- 5 前項の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に、費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 利用料は、当月料金の合計額を翌月末日までに、指定の金融機関の口座から引き落とし、又は、請求書に記載された口座に振り込みとする。

（緊急時における対応方法）

- 第9条** 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、適切な処置を行う事とする。
- 2 第9条において、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する義務を負うものとする。

（衛生管理等）

- 第10条** 事業の提供に際しては、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理について十分留意するものとする。事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（事故発生時の対応）

- 第11条** 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害賠償を行うものとする。

(相談窓口及び苦情の対応)

- 第12条** 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置し、解決に向け調査の実施及び改善の措置を講じ、利用者、家族に説明するものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村からの質問・照会に応じ、市町村が行う調査に協力する。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係わる利用者からの苦情に関して、長野県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、長野県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条** 本所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 本所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条** 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いについて努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、関係機関・医療機関への情報提供については、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
 - 3 事業所は、個人情報の保護に係わる規程を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第15条** 事業所は、看護師等の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を看護師等との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所の看護師等は、その同居の家族である利用者に対し事業の提供をしないものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ担当の範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは受けないものとする。
- 7 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 8 本所は、施設の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を閲覧可能な形のファイル等で備えおくこととします。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営の関する重要事項は社会福祉法人恵仁福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

(平成12年12月25日一部改正)

この規程は、平成12年12月25日より施行する。

(平成14年6月7日一部改正)

この規程は、平成14年6月7日より施行する。

(平成14年10月1日一部改正)

この規程は平成14年10月1日より施行する。

(平成18年4月1日一部改正)

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

(平成20年1月10日一部改正)

この規程は、平成20年1月10日より施行する。

(平成23年12月6日一部改正)

この規程は、平成23年12月6日より施行する。

(平成29年9月29日一部改正)

この規程は、平成29年9月29日より施行する。

(令和元年10月1日一部改正)

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

(令和2年5月1日一部改正)

この規程は、令和2年5月1日より施行する。

(令和3年4月1日一部改正)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

(令和3年8月1日一部改正)

この規程は、令和3年8月1日より施行する。